官庁発表

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年４月６日

北陸地方整備局長　前川　秀和

道路の種類	路線名	区間
一般国道	116号	燕市吉田東栄町211番６から同市吉田日之出町550番18まで

公告

諮事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８８号
盛岡市清水町６番33―103号、申立時の住所　盛岡市南大通３丁目４番５―401号
債務者　太田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５号
山形県米沢市大字三沢26104番地の50
債務者　高橋　美和
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２７号
山形県米沢市大字関根10348番地の23
債務者　鈴木　秀男
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６１号
埼玉県本庄市小島南３丁目１番48号
債務者　木暮　隆治
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０５号
千葉県四街道市四街道1570番地24　ベルグランＡ203
債務者　兜森加奈江
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９号
神奈川県平塚市四之宮２丁目24番47―２号
債務者　加藤　　禎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６０号
神奈川県伊勢原市小稲葉293番地の１
債務者　大黒千都世
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９２号
神奈川県平塚市中原１丁目６番34号
債務者　内田　治良
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１５号
神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地６―305
債務者　須川　政則
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１７号
神奈川県厚木市飯山3102番地４
債務者　田原　清臣
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２２号
神奈川県南足柄市沼田13番地１　ドエルＫ201
債務者　比企野真由美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２４号
神奈川県厚木市妻田東１丁目13番６号
債務者　須田　佳紀
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３５号
神奈川県伊勢原市下落合410番地の30
債務者　姫野　修一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１号
静岡県菊川市加茂5209番地　パピーラ202号、住民票上の住所静岡県菊川市加茂5209番地
債務者　三嶋　光博
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
名古屋市南区堤起町３丁目24番地
債務者　久米　保則
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
三重県松阪市川井町1032番地１
債務者　田中登美夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　津地方裁判所松阪支部